

滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例要綱案に対する意見・ 情報の募集について(案)

県内では地下水の汚染が継続する地域が見られ、また、工場跡地などで土壌汚染が見つかる事例も増えていきます。こうしたことから、県では、地下水質の保全等について滋賀県環境審議会で検討をいただき、平成18年12月に「滋賀県における地下水質等の保全のための総合対策について」として答申をいただきました。

これを踏まえ、地下水の汚染を防止し、汚染を除去等するための措置を滋賀県公害防止条例に追加する標記の条例要綱案を作成しました。

つきましては、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)第4条の規定に基づき、「滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例要綱案」について、下記のとおりご意見・情報を募集します。

なお、お寄せいただいたご意見・情報については、滋賀県の考え方とともに整理した上で公表することとしており、個々のご意見・情報には直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

公表資料

- 1 滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例要綱案の概要
- 2 滋賀県公害防止条例新旧対照表(案)

ご意見・情報の提出期間：

平成19年(2007年)6月25日(月)から平成19年(2007年)7月25日(水)まで

提出方法：

(1) 郵送 〒520-8577(住所の記載は不要)
滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖再生課 水質担当 あて

(2) ファックス 077-528-4847

(3) 電子メール dk00@pref.shiga.lg.jp

提出先・お問い合わせ先：

滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖再生課

電話番号 077-528-3456(直通)

その他：

ご意見・情報をお寄せいただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。(ご意見・情報の内容以外は、公表しません。)

また、ご意見・情報は日本語で提出してください。

滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例要綱（案）の概要

改正の目的

県内では、工場や事業場において、六価クロムや有機塩素系化合物などの有害物質の漏洩による地下水汚染が発生しています。地下水汚染の未然防止、汚染の早期発見と拡大防止の制度を、今回新たに追加します。

工場跡地の再開発に伴う土壌汚染に社会的な関心が高まっています。平成15年の土壌汚染対策法の施行前に施設が廃止された土地についても、新たに土壌調査等の対象とします。

改正の内容

(1) 地下水汚染の未然防止

有害物質を含む水の地下への浸透を禁止します。

有害物質の地下への漏洩を防止するため、有害物質を保管、移送する施設（約250カ所程度の見込み）についても新たに届出を求め、漏洩等の防止対策が不十分な場合には、計画の変更を命じます。

(2) 地下水汚染の早期発見と改善

汚染を早期に発見するため、有害物質を使用する事業場には、監視用の井戸での水質検査結果の報告を求めます。

地下水の汚染が発見された場合には、浄化措置命令や改善計画の提出により、確実な改善工事の実施を求め、命令に従わない場合の罰則を定めます。

(3) 土壌汚染の改善

平成15年の土壌汚染対策法の施行前に施設が廃止され、規制対象とならない土地（約30カ所程度の見込み）等に対して土壌汚染調査を義務づけます。

公害防止条例で排水規制の対象とされている施設について、土壌汚染調査の義務づけを加えます。

土壌汚染が発見された場合には、改善計画に基づき、改善工事の確実な実施を求めます。また、完了するまで土地の掘削などの形状変更の実施を制限します。

滋賀県公害防止条例の改正点と構成

1 総則

定義の追加

有害物質 有害物質使用特定施設 特定地下浸透水
有害物質保管移送施設 等

2 公害発生源の規制等

指定工場の許可等

ばい煙の排出の規制

改正なし

公共用水域への排出

改正なし

排水水の排出の規制

地下への浸透

新規追加

有害物質使用特定施設

届出義務

計画変更命令

有害物質保管・移送施設

改善命令等

特定地下浸透水の
地下浸透禁止

浄化措置命令

地下水の調査
汚染判明時の要請調査

(仮称)地下水浄化計画
の作成・提出

罰則

拡声器による騒音の規制

改正なし

3 土壌の汚染の改善のための措置

新規追加

報告義務

命令

施設廃止時の調査

(仮称)土壌汚染改善
管理計画の作成・提出

土地の形質変更時の調査

罰則


4 雑則

改正なし

5 罰則

命令違反について罰則規定を追加

改正公害防止条例の適用について

 今回の改正で
対応する部分

有害物質に係る規定		水濁法の特定施設		公害防止条例の特定施設 (条例独自の横出し施設)		法令対象外の施設
		水濁法適用	公害防止条例適用	水濁法適用	改正公害防止条例適用	規制なし
排水	公共用水域	排水規制 改善命令 一時停止 命令	水濁法適用	公害防止条例適用		
	地下 浸透	浸透禁止 改善命令 浄化措置命令 一時停止 命令	水濁法適用	改正公害防止条例適用	改正公害防止条例適用	規制なし
		有害物質保管 移送施設届出 地下水調査 調査要請				
(仮称)地下水浄化計画						
土壌	調査	稼働中	土対法施行 (H15.2)後廃止	土対法施行 (H15.2)前廃止	稼働中	廃止
		規制なし	土対法 適用	改正公害防止 条例適用	規制なし	改正公害防止条例適用
	調査・措置命令	土対法の命令発動基準を満たせば適用				
(仮称)土壌汚染改善管理計画					改正公害防止条例適用	

水濁法: 水質汚濁防止法 土対法: 土壌汚染対策法
 公害防止条例: 滋賀県公害防止条例(現行)